

高橋明善

研究会をふまえて若干の論点整理を試みたい。巨視的な視点として、まず第一点は、高山氏が多くのべているが、市場メカニズムによって土地の最適利用秩序は形成されえないであろうし、また排他

的な私的利用にまかせるべきではない、と問題提起された。最適利用秩序が形成されえないことの理由は土地の有限性と供給独占から生ずるし、私的所有は土地が本来もっている公共性と矛盾する。そこで市民的生存権を保障する基礎としての新しい土地利用秩序の形成を提唱されたが、これは具体的にどういうものであるのか。しかし、これはまことに重要な問題提起である。

第二にマルクスの世帯連鎖の母体としての土地であり、これは一社会や一国民をこえた人類の共有財産であるという説である。この説をふまえた新しい土地利用秩序の提言をされた。マルクスはそれを農地についてのべたのであるが、これは大土地利用についても言い得ることであり、高橋正郎氏は生態系の破壊に言及された。

第三に磯辺氏が指摘した問題、労働主体と客体諸条件の本源的前提としての共同体の位置づけがある。自己労働にもづく所有はつねに個人性と共同性の相互規定をもつ。そこから生れるムラを再評価しなければならぬと、これは守田氏や川本氏の論を磯辺氏がマルクスの視点から論理化したものと見える。

これは大前提として私どもの討論を深めてゆかなければなるまい。以上を前提として辻氏の言う小土地利用の問題に焦点をあてる。これは、まず土地利用秩序の必要がどこから出てくるのか、次に土地利用秩序とはなにかと問う。高山氏はそれに疑問をもつが辻氏や高橋正郎氏は土地利用秩序が存在したとみる。土地利用を秩序づける力がかつては村落にあった。辻氏はさらに土地単位、経済単位、技術単位が個別経営の枠組内部で有機的に統合されていた。そして個別経営内部での統合の困難化から土地問題の解決主体としての村落が若干唐突に登場するのである。高橋正郎氏は村落と小農民の存在とが不可分のものとみて両者の相互関連のなかでの土地利用秩序

の確立と解体傾向を論じる。辻氏は自己完結的個別経営を軸に土地利用秩序を考えており、村落が歴史的段階をふまえず新しい秩序の担い手として登場してくるの感じがある。他方、高橋正郎氏は農業経営主体の変質を強調し、歴史的傾向として小経営が変質するとともに村落が変質し解体するところである。

渡辺兵力氏は村落の管理領域は二つあり、農耕領域と採集領域とであり、村落が直接管理するのは採集領域であると言う。農耕領域は家の管理下にあり、直接家長の管理のもとにあって村が直接管理することはできない。本来村落は農耕領域の管理主体とはなりえない、という考え方である。辻氏は個別経営から高橋正郎氏は村落と個別経営の両方の統合から、渡辺氏はその中間であって農耕領域は村落が管理できないと始めから考えた。伝統的土地利用秩序とはなにか。これをもう少し議論する必要がある。村落にはかつてどのような土地利用秩序があったのか。その論理や構造はどんなものであるかについての実証的研究が必要なのである。

第三に農地改革が創出した自作農的土地利用秩序とはなんであったのか。地主制下の土地利用秩序とこれとを比較して原型的に明らかにする必要がある。これは小農制一般としてだけではとらえにくいので、原型をつかまえてそれが今どのようにしたのか、どのような問題がでてきたのか。地主制下の土地利用秩序形成には地主自作、小作あるいは諸階層・階級がさまざまな形で関与あるいは排除されてきたという構造があったわけである。そのなかで統合や矛盾があり、矛盾があったから農地改革があったのである。農地改革において所有が所有によって否定されたが、そこに今日の矛盾の根源があるのでないか。この議論との結びつきで戦前についての議論を深める必要がある。地主制が支配していたから地主が土地を自

由に利用していたとは言えない側面がある。例えば、糸魚川市の純小作のムラでは村落内の土地の管理は小作人が行なっており、その所有（？）の序列をふまえて用水や農道の毎年の管理、維持を行ない費用を村外の地主へ請求する。村外地主は日常的管理に與与できない構造に村落の論理があるのである。

自作農制下の土地利用秩序の原型をもっと明らかにしておく必要がある。

第四に自作農制の危機と土地利用秩序についての問題がある。原型的土地利用秩序が進行する自作農制の危機と村落の変質とともに変ってきた。農業経営主体の変質、危機にひんした改革自作農、多様な住民階層から構成される村落は小土地利用秩序形成の主体とはなりえないのではないか。より上位の協同主体に管理を移行すべきではないか。少なくとも村落だけに期待することはできないという議論がある。高橋正郎氏は自治体農政と地域マネジメントという形の管理主体を構想している。さらに圧倒的な大土地利用の影響力の増大がある。そこに調整主体としての自治体の役割が強調される必然性がある。高橋氏は「かつて村落の成員にとって非常に身近な公共的秩序があったのではないか。現在は身近な秩序づけがそれほど機能しなくなってきた。そのかわりに国の政策という形で大きな迂回した秩序づけが要請されている。このギャップをどうするか。これをうずめる方法として自治体農政、地域マネジメントを考えると。

第五に村落の土地管理機能そのものについての現状認識が明らかにされねばならないと高山隆三氏は言う。具体的には村落の土地管理機能とはなにか、その基礎あるいはそれを支える要因、その機能低下する要因や諸条件はなにか。それが果そうとする目的は歴史

的にどうであったのか。これは川本氏の領土論を前提としているよである。小農民の土地利用秩序に対する村落の位置づけを明確にすること、歴史段階における地主制下あるいは自作農制下の土地利用秩序と村落、さらに自作農制の動揺と大土地利用の影響力の増大の段階についての現状認識および地域的多様性のもとの類型化の必要があると要約できる。

第六に渡辺兵力氏が説く社会領域としての村落と地理的領域としての村落について考える必要がある。村研のこれまでの議論では市場メカニズムだけで土地利用秩序を形成することは困難であるとなろう。そこで村落は地理的領域であるだけでなく社会的領域である。センサスの集落概念は、昭和三〇年には村落は集団累積体であってそれに共有林や用水の範囲を付加えて集落を規定する。つまり鈴木栄太郎と共同体論であった。渡辺氏は七〇年センサスにおいてそれを属地的に定義する。一定の土地（地理的領域）と家（社会的領域）を成立条件とした農村の地域社会を集落と定義する。社会的領域についてはセンサスのためか十分に明らかになっていない。それについては川本氏の間保全の領域と川口氏の議論とがある。

渡辺氏は村落を採集領域と農耕領域とに分け、後者は基本的に家や家長の管理空間であるとす。その利用秩序は内と外を区別する閉ざされた世界での相成、共存、競争の原理に支えられた村落固有の土地利用秩序なのである。それを一般的な合理的な論理で第三者が干渉するのはわずかしいという形で伝統の制約をのべる。そして村の中で村固有の論理をはなれた日本の自由が確立されないかぎり、集団的土地管理は困難であると結論した。

他方、磯辺氏は村の重さを前提として小農制を補完するものとして村落による集団的土地利用の不可避性を説く。高橋正郎氏は近隣

共同と地域間競争を説く。渡辺氏は伝統の切断を説くのに対して後者は伝統の上に未来を展望するのである。しかし伝統をぬきにして土地利用秩序の再編成はむずかしいのではないか。

社会領域としての村落を考えると、き有賀理論は新しい眼で深められなければならないまい。ジャワ農村の例では男女完全な均分相続で村落内構成員が絶えず交代する。そして家のない共同体村落がある。日本の場合、老人のみで生活している農家はきはめて少ない。大多数は親族と同居してアトツギをのこしている。つまり、家の比率が高い。秋田県のある村、同族結合の典型的な村落であるが、三戸の本家の家があり今日でも役職を独占している。うち一戸は娘ばかりで両方とも嫁に出し、もう一戸は娘を嫁に出し同居しているが苗字はかわっている。つまり本家筋の家では家系が継続しないという家の変質がある。

戦後自作農、農地改革がモデルにしたそれは、夫婦を基本とする直系家族であると言われ、他方、農業基本法のモデルは核家族であると言う。戦後自作農の基礎となる家の変質している。これは土地利用秩序の変ぼうに決定的意義をもつ。それは土地の相続や移動にかかわるからであり、家連合の符号としての村落の変質に直接にかかわってくるのである。

次に農水省の政策についてである。農水省はタテ割行政であるが、村落は生活を軸とする総合的なものである。話し合いと言うが、村落に目的合理的な機能をもたせようとする。そこに組織的矛盾があるのではないか。磯辺氏の労働力結合、つまり集団栽培から機械利用組合などの機械結合を通して土地結合へという有名な定式がある。要すれば地縁から機能へというのであるが、このあたりを深く検討する必要がある。

最後に話題提供……

岩手県和賀郡和賀町。岩手県には家と家との関係が出てきても村が出てこないという例があるが、これもその例の一つ。いろいろな部落組織があり、時々変更する。その時に地縁単位ではなくて遠くはなれていても本分家が単位となって部落を構成する。つまり社会的領域になるし、ここでは村が出てこない。

新潟県糸魚川市の例。入作者や他部落の地主は日常的な土地管理に発言権をもっていない。在村の所有者と小作人の連合体としての部落がこれを管理している。地主は要求されたとおりの費用を支払うだけである。費用負担は戦前が所有反別割で戦後は耕作反別割となっている。

豊岡村の掛下部落は農家二〇戸、耕地八八ヘクタール、うち水田四二ヘクタール、一戸平均四・四ヘクタールとなる。しかし部落内の農家の経営面積は合計二七ヘクタールしかなく、大部分が周辺部落からの入作であるが、部落内の農道や架橋は部落だけで整備をする。入作者が要望しても部落が応じなければ不可であり、費用は反別割になっている。さらにこの頃は貸借が増加してそのために耕作反別を把握することが困難になった。なお、この部落は「一郡農会」ということで区と実行組合をかねている。

豊浦村の例。ある部落は耕地が一二〇ヘクタールあり、入作は一〇ヘクタールある。ここでも部落が土地を管理し入作者は二倍の水費を支払う。

部落の土地管理機能は、現時点ではきわめて多様である。糸魚川市の諸部落ではその衰退が著しい。ある部落は二五戸で二〇数KMの水路を維持していたが、それが急に一一——一二戸になり維持

は困難になる。そして過疎が過疎をよぶという事態が生れた。

近郊地帯では部落は非農業用土地利用についてかなり厳しい土地管理を行なっている。つまり農業上の土地利用の妨げにならないように諸措置を講じたのである。これは公法上の措置ではなく農振法施行以前のことである。